

## ○国立大学法人上越教育大学における地震等による大規模災害に伴う被災地等への支援に際しての教職員の服務について

(平成16年11月10日学長裁定)

国立大学法人上越教育大学における地震等による大規模災害に伴う被災地等への支援活動指針(平成16年学長裁定)第4項に規定する教職員の服務上の取扱いについては、国立大学法人上越教育大学職員就業規則(平成16年規則第10号)第3条に規定する常勤職員の職務として従事させるものとする。

### 付 記

この扱いは、平成16年11月10日から実施する。